

答申第 1102 号

諮問第 1760 号

件名：西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議会議状況等報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 5 欄に掲げる部分については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 5 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、公営企業管理者が令和 5 年 5 月 16 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書開示請求書について

本件行政文書開示請求書には、「平成 31 年 3 月 20 日付で西尾市^{まだらめ} 駸馬瀬戸地区工業用地の造成工事に関し、企業庁と西尾市が締結した協定書 18 条 1 項 5 号及び同条 2 項 4 号で規定されている負担についての協議記録」と記載されていたため、西尾地区次世代産業用地造成事業に関する基本協定書に規定される、愛知県企業庁（以下「企業庁」という。）と西尾市との費用負担についての協議の記録を請求するものと解した。

なお、本件開示請求は、審査請求人と連絡を取った上で、令和 5 年 1 月 26 日に同人に情報提供した文書と同一の文書を請求するものである旨を確認している。

イ 文書 1「西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和元年度第 12 回目）会議状況等報告書（R1.11.1）」について

文書 1 は、令和元年 11 月 1 日に企業庁及び西尾市の職員並びに株式会社 A（以下「A 社」という。）及び株式会社 B（以下「B 社」という。）の

社員が西尾次世代産業地区造成事業（以下「本件事業」という。）について協議調整を行うために開催された会議に係る記録であり、会議記録及び西尾市からの報告資料で構成されている。会議記録には、会議の日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載されている。また、西尾市からの報告資料には、補償物件撤去及び廃棄物撤去進捗状況始め4項目の報告事項が記載されているほか、別紙として開発区域内廃棄物一覧表が添付されている。当該一覧表は、開発区域内における廃棄物の所在地、種類、所有者、処理費の負担者、処理状況等が記載されている。

会議記録の主なやり取り等の中に、費用負担についての記載があるため、請求内容に合致するものとして特定した。

このうち開示しないこととした部分は、会議記録のA社、B社の出席者の氏名及び主なやり取りの一部並びに西尾市からの報告資料の内容の一部である。

ウ 文書2「西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和2年度 第7回）会議状況報告書（R2.10.27）」について

文書2は、令和2年10月27日に企業庁及び西尾市の職員並びにA社、B社及びC特定建設工事共同企業体（以下「CJV」という。）の社員がCJVの現場事務所において、本件事業について協議調整を行うために開催された会議に係る記録であり、会議記録及びCJVからの報告資料で構成されている。会議記録には、会議の日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載されている。また、CJVからの報告資料は、場内廃棄物確認状況として、企業庁が発注した用地造成事業西尾次世代産業地区整地工事（以下「本件工事」という。）において新たに確認された廃棄物を撤去処分することについての報告並びに廃棄物のおおむねの位置、種類及び数量が図表を用いて記載されているほか、廃棄物の確認時における状況、写真等が記載されている。

会議記録の主なやり取り等の中に、費用負担についての記載があるため、請求内容に合致するものとして特定した。

このうち開示しないこととした部分は、会議記録のA社、B社、CJVの出席者の氏名及び主なやり取りの一部並びにCJVからの報告資料に記載された本件工事を施工管理する業務の受託会社であるD株式会社の担当者の氏名である。

エ 文書3「西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和3年度 第2回）会議状況報告書（R3.6.7）」について

文書3は、令和3年5月28日に開催され同年6月7日付けで作成された、企業庁及び西尾市の職員並びにA社、B社、CJV及び株式会社E（以下「E社」という。）の社員がCJVの現場事務所において、本件事業について協議調整を行うために開催された会議に係る記録であり、会議記録、CJVから

の報告資料及び出席者名簿で構成されている。会議記録には、会議の日時、場所、主なやり取り等が記載されている。また、CJV からの報告資料は、本件工事において新たに確認された廃棄物を撤去処分することについての報告並びに新たに確認された廃棄物のおおむねの位置及び本件工事において確認された廃棄物のおおよその種類、総量が記載されている。

会議記録の主なやり取り等の中に、費用負担についての記載があるため、請求内容に合致するものとして特定した。

このうち開示しないこととした部分は、会議記録の主なやり取りの一部並びに出席者名簿の A 社、B 社、CJV 及び E 社の出席者の氏名である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、全部開示を求めており、また、理由付記について違法である旨を主張しており、行政文書の特定については、事前に連絡を取った上で請求対象文書を確認しており、また不服を申し立てていないことから、本件審査請求の対象となる部分は、条例第 7 条第 2 号及び同条第 5 号に該当するとして開示しないこととした部分であると解されるため、以下当該部分を開示しないこととした理由及びその付記について述べる。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書において不開示とした特定の個人を識別することができる部分(個人の氏名及び役職)は、いずれも本件事業に関わる法人の担当者の役職及び氏名である。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

この情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。また、公務員等の氏名ではないため、これらの情報は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

よって、この情報は条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 5 号該当性について

本件行政文書は、本件事業の関係者が本件事業について協議調整を行うために開催された会議に係る記録であり、企業庁が作成した打合せ記録である。

そのうち、平成 31 年 3 月 20 日に愛知県、西尾市及び A 社の 3 者間で締結された本件事業に関する基本協定書第 18 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 4 号により、その役割分担や処理方針等が一部開示決定日時点で確定している情報であったため開示することとした廃棄物に関する事項を除いた、用地補償及び地元住民等との調整状況並びに造成工事及び用地引渡しに関する事項等について記載のある主な内容欄には、本件事業を進めるに

当たっての検討段階の未成熟な情報や企業庁が本件事業を進めるに当たっての A 社、西尾市、CJV 及び B 社との審議、検討又は協議における各法人等の担当者から得た、自由かつ率直な意見が記載されている。

これらの情報を公にすることとなれば、各担当者は自由かつ率直な意見を述べることを躊躇し、開示されることを意識した抽象的な意見となるおそれや、各団体等から検討中の事項に関する正確な情報を得られなくなるおそれがあり、本件事業のみならず、本県が今後実施する造成工事に関する事前協議等、事業推進のための各種会議において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、会議状況報告書における、廃棄物に関する事項を除く主な内容は、条例第 7 条第 5 号に該当する。

(5) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に不開示とする条文及びその条文を引用しているのみであることから処分の理由を書面で示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張しているが、本件一部開示決定通知書には、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されているところ、これらの記載と本件行政文書の開示部分の記載内容に照らせば、不開示部分が条例第 7 条第 2 号及び同条第 5 号に該当することの根拠を了知し得るものであることから、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、西尾地区次世代産業用地造成事業に関する基本協定書に規定されている、公営企業管理者と西尾市との費用負担の協議記録である。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において本件行政文書の全部開示を求めているが、反論書において全部開示の求めを撤回し、特定の個人を識別できる部分（個人の氏名及び役職）については処分の取消しを求めない旨主張していることから、本件審査請求の対象となる部分は、条例第 7 条第 5 号により不開示とした部分であると解されるため、当該部分が同表の 3 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(3) 条例第 7 条第 5 号該当性について

実施機関によれば、条例第 7 条第 5 号の規定により不開示とした部分には、検討段階の未成熟な情報や企業庁が本件事業を進めるに当たっての A

社、B社、CJV及び西尾市との審議、検討又は協議における各法人等の担当者から得た、自由かつ率直な意見が記載されており、これらの情報を公にすることとなれば、各担当者は自由かつ率直な意見を述べることを躊躇し、開示されることを意識した抽象的な意見となるおそれや、各団体等から検討中の事項に関する正確な情報を得られなくなるおそれがあり、本件事業のみならず、今後実施する造成工事に関する事前協議等、事業推進のための各種会議において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとのことである。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、別表の5欄に掲げる部分以外の部分には、本件事業における具体的な審議内容や各団体等の担当者の要望等が記載されていた。このことから、本件事業の調整会議の詳細な審議等に関する情報については、実施機関が主張するとおり、公にすることになれば、開示されることを意識した抽象的な意見となるおそれや各団体等から検討中の事項に関する正確な情報を得られなくなるおそれがあり、本件事業のみならず、今後実施する事業推進のための各種会議において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

一方、別表の5欄に掲げる部分については、次回の会議日程、補償物件撤去進捗状況、西尾市が発注した公共工事に関する情報などの報告であるため、これを公にしたとしても、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

よって、当該不開示部分のうち、別表の5欄に掲げる部分については、条例第7条第5号に該当せず、その余の部分については、条例第7条第5号に該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

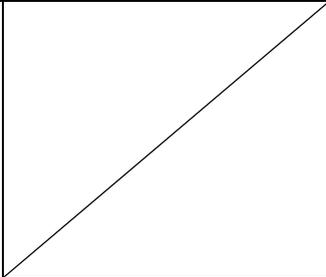
審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由が単に不開示とする条文及びその条文を引用しているのみであることから処分の理由を書面で示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張している。

この点、当審査会において本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由が、審査請求人において了知できないものとはいえない程度に示されており、本件一部開示決定の理由付記に不備があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 審査請求の対象となった部分	5 開示すべき部分
<p>・文書 1 西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和元年度第 12 回目）</p>	<p>特定の個人を識別することができる部分（個人の氏名及び役職）</p>	<p>条例第 7 条第 2 号</p>	<p>なし</p>	
<p>会議状況等報告書（R1. 11. 1）</p> <p>・文書 2 西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和 2 年度第 7 回）</p> <p>会議状況報告書（R2. 10. 27）</p> <p>・文書 3 西尾地区次世代産業用地造成事業調整会議（令和 3 年度第 2 回）</p> <p>会議状況報告書（R3. 6. 7）</p>	<p>議事録等に記述されている基本協定書第 18 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 4 号に係る部分を除く、用地造成事業に関する協議内容</p>	<p>条例第 7 条第 5 号</p>	<p>全部</p>	<p>文書 1 の 2 枚目の 25 行目、26 行目、32 行目から 34 行目まで、36 行目及び 37 行目</p> <p>文書 1 の 3 枚目の 18 行目</p> <p>文書 1 の 4 枚目の 5 行目から 12 行目まで、26 行目から 32 行目まで、34 行目から 40 行目まで及び 42 行目から 44 行目まで</p> <p>文書 2 の 3 枚目の 31 行目</p> <p>文書 3 の 3 枚目の 28 行目及び 29 行目</p> <p>文書 3 の 4 枚目の 5 行目</p>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 9 . 26	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 1 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 1 . 29 (第 678 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 2 . 21 (第 679 回審査会)	審議
6 . 3 . 12 (第 681 回審査会)	審議
6 . 4 . 25	答申